

消費者法

宮下修一 = 寺川 永 = 松田貴文 =
牧 佐智代 = カライスコス アントニオス

担当編集から

「消費者法」という法領域は、消費者契約法・特定商取引法といった多数の法律（本書でも20本以上の法律が登場します）から成り立っており、それぞれの法律の目的も異なることから、体系的や一貫性を見出しにくい領域といえます。それらを関連づけて考えられるようになることも消費者法の勉強の目標なのですが、規律のひとつひとつが複雑で、規制の全体像を掴みにくいのも事実です。そこで本書では、広告・勧誘・救済といった契約の段階別に規律を整理し、別々の法律で定められた規律どうしの関係を理解できるようにしました。また、詐欺や不法行為などの民法の制度と消費者法の制度とのつながりや、消費者が得られる権利と救済の筋道も重視しましたので、特に民法総則や債権法の初歩的な知識を持つ方にとっては、本書は消費者法の入門書として恰好の一冊です。

消費者法には本書で取り上げたもの以外にも多種多様な規律があります。より広く深く消費者法を勉強しようと思ったときにも、本書で学修の土台をしっかりと作っておけば、新しい知識を吸収しやすいのではないのでしょうか。(〇)

Point 図表、コラム、CASEも充実しています。

2 特定継続的役務提供に対する規制

1 何が「特定継続的役務提供」に当たるのか

継続的役務提供型の取引のうち、「特定商取引に関する法律」（特商法）で「特定継続的役務提供」として規制の対象とされているものがあつた。これに当たるのは、「特定商取引に関する法律施行令」（特商令）別表第4の期間と対価の要件を満たす、①エステティック、②美容医療、③語学教室、④家庭教師、⑤学習塾、⑥パソコン教室、⑦結婚相手紹介サービスである（特商令12条、図表12.1）。これらは特にトラブルが多い取引型として特商法の改正を経て規制対象とされた。一方、これらの取引類型に該当しない取引については特商法の適用がなく、民法や消費法のような他の法律の法規制に委ねられるが、その効果は十分ではない（⇒3）。そのため、特定継続的役務提供を上記の類型に限定することの合理性に対する批判がみられる。

Column ④ 特商法に定める指定役務

特商法に定める指定役務は、実際に消費者トラブルとして問題になっている類型を特に出したものであつた。必ずしも網羅的なものではない。例えば、特商令別表第4によれば、図表12.1の「エステティック」は人の皮膚を清潔にし、もしくは変化し、様態を整え、または健康を高めるための施術を行うことと解されている（特商令別表第4の1の項）。脱毛・育毛にかかるとサービスは特商法の「特定継続的役務提供」には当たらない。また、図表12.1の「学習塾」とは、入学試験に備えるため、または学校給食の補給のための小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校もしくは高等専門学校などの児童、生徒または学生を対象とした学校の教務と解されている（特商令別表第4の1の項）。ピアノ、絵画、習字等の技法については、通常これに該当しないと解されている。しかし、このような狭い解釈では今後ますます多様化する役務の内容に対応できない。例えば、英米・育毛にかかるとサービスについては、適切に「エステティック」に当たると解釈する。または新たな項目として追加することが考えられるべきだろう。

消費者法

CONSUMER LAW



✉ 宮下修一
寺川 永
松田貴文
牧 佐智代
カライスコス アントニオス

有斐閣 ストゥディア

CONSUMER LAW

最初に読むならコレ!

消費者トラブルを解決する。未然に防ぐ、そのヒントがココに! 18歳、19歳成人を含むすべての「消費者」の必読書

考える力を養おう
自分から
学びを深めよう
なおかつ
コンパクト!



詳細を見る



レベル - 用途 - 対象 -
初級 学習 学部 LS

2022年11月発売 / 318頁 / 定価2530円(税込)
A5判 / 並製

図表 12.1 特商法の「特定継続的役務提供」(特商令11条・12条・別表第4)

特定継続的役務	特定継続的役務提供の期間	相手方が支払う金額
エステティック	1か月を超えるもの	50,000円を超えるもの
美容医療		
語学教室		
家庭教師		
学習塾	2か月を超えるもの	
パソコン教室		
結婚相手紹介サービス		

2 広告規制

CASE 12-1

Aは、半年後に海外で商談を行う予定であった。現地スタッフとのコミュニケーションが少しでも円滑になればと思い、語学教室Bとの間で、レッスン受講契約(30回60分、計30万円)を締結した。Bの広告には「いつでもネイティブ講師との本格プライベートレッスンOK」と宣伝されていた。ところが、最初の教員にネイティブ講師になるレッスンを受講できなかったものの、その後から、講師の都合があつたという理由で、残りのレッスンをすべて海外在住経験のない日本人講師によるレッスンを受講してもらうとの連絡を受けた。(御参考) 特商法43条

役務提供者事業者は、特定継続的役務の提供条件等について広告をするときは、その役務の内容や効果等について、著しく事実と相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない(特商43条)。特定継続的役務提供の場合、広告に示された情報だけで消費者が契約を締結するか否かを判断するわけではない。そのため、特定継続的役務提供には通信販売における広告の表示義務(同11条)に関する規定は定められていない(⇒第11章第164頁)。特定継続的役務の内容や効果のほか何が表示規制の対象に当たるのかについては、特商法施行規則(特商規)37条に定められている(図表12.2)。

何が虚偽または誇大な広告に当たるかは、「著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させ

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

